

要配慮者利用施設における 避難確保計画について

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の義務化

- 洪水及び土砂災害のリスクが高い区域にある要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難確保計画の作成、避難訓練の実施を義務化し、利用者の確実な避難確保を図ることとする。
- 当該計画を作成しない場合には市町村長が作成の指示を行い、これに従わない場合はその旨を公表することができる。

	避難確保計画の策定	計画に基づく避難訓練の実施
現行水防法	努力義務	努力義務
改正後	義務	義務

※ 土砂災害防止法では義務を新設

担保措置を創設

- ・計画を作成しない施設管理者等に対して市町村長が必要な指示を行う。
- ・指示に従わないときはその旨を公表。

○国も以下の取組により計画作成等を支援予定。

- ・簡易な入力フォームを通じて避難確保計画を作成できるようにする等の「手引き」の充実
- ・地方公共団体が計画内容を確実にチェックできるよう、関係機関と連携して点検用マニュアルを作成
- ・モデルとなる地区において、関係機関と施設管理者が連携して避難確保計画を作成し、そこで得られた知見を共有
- ・計画作成や訓練に係る費用の補助等を市町村が行う場合、その費用を防災・安全交付金で支援



平成28年台風10号により、岩手県の要配慮者利用施設では利用者9名の全員が死亡。

福祉部局に関わる避難確保計画等の取組について

現行の取組方針（H30.5.16）

■要配慮者施設における確実な避難に向けた取組項目

- ① 要配慮者利用施設の管理者を対象とした防災情報等の提供
- ② 施設管理者等への理解促進
- ③ 確実な避難体制の確保のための避難確保計画の作成、避難確保計画に基づく避難訓練の実施の促進



平成29年5月に**水防法が改正**され、同法に基づき市町村地域防災計画に定められた**要配慮者利用施設の管理者等に、避難確保計画の作成、訓練の実施が義務づけられた**。このため、要配慮者利用施設における**避難確保計画作成及び訓練の実施が必要となった**。

避難確保計画作成に向けた取組例

- ① 各施設への個別対応（水戸市、徳島県の事例）
- ② 計画の作成依頼や提出方法を工夫（宇都宮市の事例）
- ③ 市町村に対する支援（香川県、徳島県の事例）
- ④ 計画作成を促進するための体制構築（香川県、徳島県、宇都宮市の事例）
- ⑤ 地域特性等を踏まえた独自の計画ひな形（徳島県、水戸市、栗原市の事例）
- ⑥ 講習会プロジェクト（津市の事例）

出典：要配慮者利用施設における避難確保計画作成推進に向けた地方公共団体の取組事例集

①各施設への個別対応

●水戸市、徳島県の事例

- 各施設の戸別訪問や電話対応などのきめ細かい対応
- 施設所管課毎に、各施設の相談窓口となる職員を配置
- 計画が提出されるまで継続して作成を依頼

●戸別訪問の実施（水戸市の事例）

- ハザードマップ改訂時に、要配慮者利用施設の名称等を記載することについて、施設を戸別訪問し避難確保計画作成の義務化や最大規模の浸水想定の意味等を含めて説明
- 提出期限までに計画が未提出の施設に対して、市職員が戸別訪問して作成を依頼。戸別訪問に係る時間は、1件あたり計画作成を含めて約30分程度

●ひな形の作成（徳島県の事例）

- 県独自のひな形を作成・公開。インターネット環境がない施設には郵送
- 個々の施設管理者に対し、水防法改正による避難確保計画作成の義務化の経緯や重要性、上記ひな形への記入方法を電話等で直接説明

細やかな対応により施設管理者の理解を促進

②計画の作成依頼や提出方法を工夫

●宇都宮市の事例

- 施設に対し、市町村の公文書により計画作成を依頼
- 締め切りに間に合わない場合、施設側が自ら提出期限を設定
- 2段階（案提出→本提出）の提出

計画作成までの流れの例

